

「工業標準策定業務」業務・システムの見直し方針

2005年(平成17年)6月28日

電子経済産業省推進本部決定

「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日)各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(2004年(平成16年)6月14日一部改定)に基づき、「工業標準策定業務」の業務・システムの見直し方針を定める。

経済産業省は、本見直し方針を踏まえ、業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)第4版(2005年(平成17年)2月2日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議事務局)に基づき「工業標準策定業務」の業務・システムの最適化に取り組むものとする。

1. 対象範囲

本見直し方針は、次に示す工業標準策定に関する業務・システムを対象とする。

経済産業省及び経済産業省に設置された審議会である日本工業標準調査会(以下「JISC」という。)が行うJIS規格等の制定改正等に関する業務(以下「JIS制定等業務」という。)、ISO/IEC国際規格策定業務(以下「国際規格等策定業務」という。)及びJISマーク表示制度に係る業務(以下「JISマーク関連業務」という。)、並びにそれらの業務を処理するための工業標準策定システム(以下、「e-JISC」という。)である。ただし、JISマーク関連業務においては、平成16年6月の工業標準化法改正に伴い、平成17年10月から新JISマーク制度が開始され、また、現行のJISマーク関連業務については3年間の経過措置期間後に終了することとなり、対象品目指定機能など今後の業務・システムに繋がらないものは本見直し方針の対象から除外するものとする。

2. 最適化の基本理念

我が国の工業標準化においては、グローバル化の進展に伴う国際標準獲得、国民のニーズの多様化や技術の進歩への的確な対応、行政改革への対応などが求められており、以下の政策目標に取り組んでいる。

- (1) 所管の基準認証制度を適切に運用し、その国内外での信頼性の確保、制度の活用促進を図るとともに、制度が国際ルールや時代の要請に整合した効率的かつ効果的なものとなるよう創造的に見直しを行う。また、改正工業標準法に基づく新制度の早期定着を図る。
- (2) 国際標準の積極的獲得など、基準認証分野において我が国がイニシアチブをとって国際ルール作りを進めることにより、技術力を核として我が国産業の競争力の強化を図る。
- (3) 環境、安全等の社会的ニーズに対応し、新JISマークの活用、適正な計量等により、社会・企業の信頼性を確保・向上させ、安全・安心な社会の構築を図る。
- (4) 基準認証制度の国内での重複排除や国際統合化を図り、国内外の取引に係る技術的障壁を排除することにより、国内外の公正な競争環境を整備するとともに、社会的コストの低減を図る。

また、電子政府構築計画においては、業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現することを共通的な主要目標の一つとしている。

以上のような目標を実現するため、工業標準策定業務・システムにおいては、以下を基本理念とし最適化に取り組むものとする。

- ・ 規格策定及び制度運用に関わる業務・システムの効率化・高度化・合理化
- ・ 国民・企業・団体のニーズに対応した利便性の維持・向上
- ・ システムの安全性・信頼性の確保
- ・ システム運用における保守性の確保

3. 現状及び課題等

(1) 業務の現状

JIS制定等業務としては、工業標準化業務計画の作成、JIS・TS/TR原案の作成支援・受理、JIS制定等の付議、JISCの審議調整、意見受付照会、主務大臣への答申、特定標準化機関(CSB)制度に関する事務処理、ホームページ等への関連情報公開業務などがある。国際化の進展に伴い、規格制定の更なる迅速化とともに工業標準化制度の認知度向上・普及啓発・信頼性確保が求められている。

国際規格策定等業務としては、JISCがISO及びIECに対する我が国唯一の会員として国際規格開発に参加していることから、ISO/IEC文書の配布・回答、上層委員会文書の配布・回答、日本からの提案、総会及び上層委員会会議への対応、国内審議団体対応、幹事国業務対応、ISO/IEC出版物の引用管理など広範囲に及んでいる。最近の国際動向を踏まえ、国際標準化活動強化のための効率的・効果的な情報収集、共有などの支援強化が必要とされている。

JISマーク関連業務としては、JISマーク表示制度において、認定(新JISマーク制度では認証という。)取得者等の情報管理及びホームページ等への公開情報管理に係る業務がある。平成17年10月1日に施行される新JISマーク表示制度に基づく業務が開始される予定であり、これに伴い、新制度の普及・啓発活動を含め、更なる質の高い情報提供が求められている。新JISマーク制度では、認証対象となる製品に関して、国が特別な品目を指定するのではなく認証可能な規格全てについてJISマークを付すことができることとなり、対象となり得る規格は現在の約1200件から約3倍に拡大する。なお、現行JISマーク表示制度は、平成20年9月末まで経過措置期間があり、新JISマーク表示制度に基づく業務だけでなく現行JISマーク表示制度に基づく業務も併存する。

これらの業務には、経済産業省・国土交通省・厚生労働省・文部科学省及び農林水産省で約100名のほか、工業標準調査会委員等約600名、原案作成団体・国内審議団体で約900機関等の関係者が関わっているほか、国民は工業標準策定システムのデータベース情報等をホームページを通じて利用できる。

(2) 業務の課題

工業標準策定に関する業務は、外部の原案作成団体等との調整業務が多く、また、審議・付議に係る決裁等の業務量も多い。そのような業務状況の中で規格策定迅速化の要請に応えるためには、専門性を必要としない業務処理を効率化し、適切かつ正確な情報を迅速に伝達することを可能とするための業務の仕組みが必要となっている。また、JIS規格の改正に関連して担当部門間での照会業務に対する正確、迅速な対応を行うための情報共有の仕組みが求められている。全体最適化の観点において、システムの見直しだけでなく効率的な事務処理手続きとなるよう業務フローを整理する必要がある。

国際標準化活動強化のため、外部団体との連携強化が求められており、特に海外のISO/IEC中央事務局からの最新情報収集、及び原案作成団体・国内審議団体との情報共有などに関する環境整備が必要となっている。

また、新JISマーク表示制度や工業標準に関する普及・啓発のため、適時性を持った情報提供の必要性が高まっている。

(3) システムの現状

上記の業務を実施するため、現在、e-JISCは平成14年度から運用されている。このシステムは、それぞれの業務に対応したJIS等作成・閲覧電子ネットワークシステム、ISO/IEC電子投票支援システム、JISマーク工場管理・閲覧電子ネットワークシステムと呼ばれるサブシステムで構成されている^(*)。また、各システムの機器は外部のデータセンタに設置し、システムの運用管理やヘルプデスク業務等について委託している。

JIS等作成・閲覧電子ネットワークシステムは、JIS制定等業務のため、原案作成団体によるJIS原案の申出を受け、付議、JISC審議、答申、JIS公示・公開までの業務の進捗状況を管理するとともに、システム利用者ごとに業務上必要な情報を利用可能としている。JIS原案の受付業務については、経済産業省以外の府省担当者もe-JISCを利用することとしている。また、制定された規格は書誌情報とともに広く一般国民に公開している。JIS等制定・改正は、年度あたり数百から千規格程度あり、平成17年3月末時点においてJIS規格数は約9600件にのぼる。

ISO/IEC電子投票支援システムは、国際規格制定等業務のため国内審議団体の管理(ISO:約500委員会、IEC:約180委員会)、ISO/IEC発行の審議文書の管理・配布、国内審議団体の審議文書に対する回答・投票の管理を行っている。国内審議団体は審議文書の審議を行い、電子投票で回答する。

JISマーク工場管理・閲覧電子ネットワークシステムは、現行JISマーク制度に対応したJISマーク認定工場情報と指定(承認)認定機関情報の管理を行う機能が運用されている。これに加えて、平成17年10月から施行される新JISマーク表示制度実施のために、登録認証機関情報とそれらの機関が認証した認証取得者情報の管理を行う機能も既に準備されており、新制度の施行に合わせて運用を開始する予定である。平成20年9月末までの3年間の経過措置期間は

新旧両制度のための機能が並行運用されることとなっている。

注*: 現在は、この他のサブシステムとしてJISマーク品目管理・閲覧電子ネットワークシステムが運用されているが、その機能は新JISマーク制度で利用されないため、ここでは除外した。

(4) システムの課題

現行システムは、JIS制定等業務、国際規格制定等業務、JISマーク関連業務の各業務において当時の業務状況の分析により設計・開発を行ったため全体最適化の方法論が導入されておらず、JIS等作成・閲覧電子ネットワークシステム、ISO/IEC電子投票支援システム、JISマーク工場管理・閲覧電子ネットワークシステムがそれぞれ個別のシステムとして設計されたものであることから、機能やデータの共通化・統合化の観点で見直しの余地がある。また、ユーザ管理等のシステム管理機能及び進捗管理等の業務管理機能の拡充が求められている。個々の機能においても、現状では入力方法が限定されているものなど不十分な機能、あるいは利用率の極めて低い機能や信頼性の問題により十分活用されていないデータがある。海外のISO/IEC中央事務局から情報収集のためオンラインで自動的にダウンロードを行う機能を有しているが、事務局側システムの更新に合わせて本システムの更新を行う必要があり、業務効率及び運用経費面から改善が求められている。

新制度への移行とあわせて、利用者の更なる利便性向上のため、ホームページ等を通じての情報開示・公開の充実が必要とされている。公開情報の追加・更新に際して、安全性、拡張性、柔軟性に優れ、かつ費用対効果の高いシステムが要求されている。

4. 見直し方針

工業標準策定業務・システムの現状及び課題を踏まえ、業務・システムについて以下の方針にて見直しを行う。

(1) 規格策定及び制度運用に係る業務・システムの効率化・高度化・合理化

主務府省としての業務とJISC事務局の業務処理に関して、更なる業務の効率化・合理化を図る。業務・システムの見直しにより、JIS原案受付から規格公開までの期間について、意見照会など法令等の要請により必要な期間を除き現状(約5ヶ月)より10%以上短縮する。

(a) 業務フローの見直しによる業務の改善

ITを利用しながら効率的に業務を実施する観点で、従来からの業務プロセス及びシステム機能の見直しを行う。具体的には既に電子化されているものについて入力項目・方法・出力様式の見直しを行うとともに、入力の重複解消等手続きの集約化を図る、また、決裁の簡略化、決裁時の稟議書等押印が必要な書類の廃止などについても諸規則の改正を検討し可能な限り実施する。

(b) 機能の拡充によるシステムの高度化

電子データの合理的活用及びシステム使用者の便益向上を図るため、業務処理に沿ってシステムの利用者ごとに機能を配置し、業務毎のサブシステムが共通的に利用する機能やデータの整合を図る統合的な設計の観点で見直しを行う。更に、現システムに機能が組

み込まれていないため電子化による利便が得られていない計画に対応した進捗状況管理など業務管理機能の拡充、ユーザ管理等のシステム管理機能の充実により、IT支援を強化する。

(2) 国民・企業・団体のニーズに対応した利便性の維持・向上

原案作成団体、国内審議団体などの基準認証制度利用者や一般国民等に対し、分かり易い画面デザインや統一感のある操作性とともに、利用者のニーズに応じタイミング良く十分かつ適切な情報と理解しやすいコンテンツを提供することにより、利便性の向上を図る。

(a) 制度利用者に対するシステム利用の付加価値向上

制度利用者に対する各種手続き方法の簡素化と情報共有の仕組みづくりによる利便性向上、及び情報提供のための業務体制整備を行い、適時適切な情報提供を可能とする。

(b) 国民・企業・団体等に対するホームページによる情報提供の充実

工業標準の普及啓発や認知度向上、新JIS制度に関わる情報等適時適切な情報提供の充実を図る。

(3) システムの安全性・信頼性の確保

外部システムとの連携において、ISO/IEC との安定的な連携が保持できるようにするとともに、文書管理システムとの互換性を図ることにより、システムの信頼性を確保する。

また、データベースのデータ品質を確保できるよう、審議プロセスの履歴情報を含めた適切な管理ができる仕組みづくりを行う。

更に、ユーザの区分に応じたユーザ管理機能充実、及びその他セキュリティ確保によって、安全性を向上させる。

(4) システム運用における保守性の確保

業務・システムの全体最適化によって運用サービスの適正化を図るとともに、運用時における運用サービス合意契約(SLA)の締結によるシステムの安定稼働を確保する。

また、本見直しにより、現行システムに対してシステム運用及び保守経費を削減する。

(5) その他

上記のほか、業務上関連性の高い共通システムである謝金・諸手当に関する業務を含む「予算執行等管理システム」の最適化計画(見直し方針)及び「文書管理システム」の動向を踏まえて、整合性を取りながら進めるものとする。更に業務・システムの見直しにおいて、最適化の効果を測定し評価する機能を組み込み、継続的かつ自立的に最適化に取り組む仕組みについて検討する。

また、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」の別添3「業務・システム最適化計画に係る共通見直し指針」を踏まえて、見直しを行う。なお、工業標準策定システムの見直しに当たっては、国民及び企業からの意見を踏まえる必要があるため、最適化計画案につい

てパブリックコメントを実施する。

5. 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえて、電子経済産業省推進本部の下、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に沿って、経済産業省は2005年度(平成17年度)未までのできる限り早期に最適化計画を策定し、実現可能なものについては、2005年度(平成17年度)から実施する。